令和8年度第１回入札監視委員会　議事録

１　開催日時
　令和8年9月9日（水）午後2時から午後2時45分まで
２　会　　場
　板橋区役所南館4階　災害対策本部室
３　議　　題
(1)委員紹介
(2)会長・副会長の選任
(3)入札監視委員会概要等について
(4)前年度の指名停止運用状況の報告について
(5)令和8年度審議案件について
(6)その他
４　出席者
(1)委員
　佐藤会長、髙沢副会長、小野委員、小柳委員、野々山委員
(2)区職員
　総務部長、政策経営部長、都市整備部長、土木部長、契約管財課長、施設経営課長、教育施設担当課長、工事設計課長、みどりと公園課長、公園整備担当課長、契約係長
５　傍聴人
　1名
６　審議内容
　以下のとおり

次第1　委員紹介

契約管財課長
　第1回入札監視委員会を開催いたします。
　会長、副会長の選任までは、私のほうで進行をさせていただきます。
　初めに、就任された委員の皆様を改めてご紹介させていただきますので、
　恐れ入りますが、佐藤委員から一言ずつ自己紹介をお願いします。

佐藤委員
　弁護士をしている佐藤潤と申します。よろしくお願いいたします。
　弁護士登録してからもうすぐ24年になりますが、これまで弁護士としていろいろな仕事をしてまいりましたが、入札に関しての仕事は初めてとなります。
　弁護士の仕事の中でも、たまに入札は外から見る機会もございまして、その過程というもの

には関心を持っていたところですので、 今回、委員に選任していただく機会に恵まれましたこと、感謝しているところです。
どうぞよろしくお願いいたします。

髙沢委員
大東文化大学の髙沢と申します。
専門は入札とは関係のないものを専門にしておりまして、税務会計などを専門にしています。皆様のお役に立てるかどうかは心配ではございますが、多少なりお役に立てれば幸いに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

小野委員
税理士、公認会計士の小野です。
前回に引き続き、委嘱していただきました。
前回は質問とか資料のお願いで色々とご迷惑をおかけしましたが、今回も温かい目でみていただければと思います。
よろしくお願いいたします。

小柳委員
小柳と申します。
もともと国家公務員でございまして、リタイアしまして、板橋区民のためにということで応募させていただきましたら、何とか選定していただきました。
私は現役の頃に、入札とかに関わっていた経験もございましたので、そのときの経験が少しでもお役に立てば光栄でございます。
ご指導方、よろしくお願いいたします。

野々山委員
民間企業で会社員をしている野々山京です。IT や業務改善をメインの仕事としてやってきて、契約にも携わってきました。発注者がしっかり予算を決めて、それを適切に契約管理していくことがとても大事なことと考えて業務をやってきました。区民としての目線、それから今までの経験を生かして、少しでも貢献できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

契約管財課長
委員の皆様、ありがとうございました。
次に、本日出席しております区の事務局職員をご紹介いたします。
■ 田中 総務部長です。
■ 三浦 政策経営部長です。
■ 内池 都市整備部長です。
■ 宮津 土木部長です。

■ 改めまして、契約管財課長　早川です。
■ 千葉　施設経営課長です。
■ 彼島　教育施設担当課長です。
■ 田中　工事設計課長です。
■ 河島　みどりと公園課長です。
■ 志村　公園整備担当課長です。
■ 岩﨑　契約係長です。
以上が区の事務局職員です。

契約管財課長
続きまして、傍聴者のご報告をさせていただきます。
入札監視委員会は委員会設置要綱第7条に基づき公開することとなっております。
本日は、1名の傍聴者の方が傍聴をされております。

次第2　会長・副会長選任

契約管財課長
続きまして、会長の選任をお願いいたします。
会長の選任は、委員会設置要綱第 4 条により、委員の互選となっております。
どなたか会長のご推薦をいただけないでしょうか。

小野委員
前期、この委員会は本井前会長が円滑な委員会運営をなされましたので、本井前会長の後任である、佐藤委員にお願いしてはいかがでしょうか。

契約管財課長
ただ今、佐藤委員のご推薦をいただきました。他にご推薦の方はいらっしゃいますか
（　・・・　推薦の声なし　・・・　）
では、ほかにいらっしゃらないようですので、佐藤委員を会長に決定させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
（　・・・　異議なしの声　・・・　）
ありがとうございます。それでは、佐藤委員、会長席へお移りください。
早速ではございますが、佐藤会長、一言ごあいさつをお願いいたします。

会　長
ただいま、会長職を拝命いたしました佐藤です。
いろいろ学びながらになりますが、弁護士としての経験と知識を生かしながら、この職を全うしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

契約管財課長

ありがとうございました。続きまして、副会長の選任でございますが、
委員会設置要綱第４条により会長の指名となっております。会長よりご指名願います。

会　長

前期は東京税理士会板橋支部の先生、その前は大東文化大学の先生が就任されていると聞いております。今期については、大東文化大学の髙沢委員にお願いしたいと思います。

（　･･･　髙沢委員が了承　･･･　）

契約管財課長

では、髙沢委員を副会長に決定させていただきます。
髙沢副会長、どうぞ副会長席へお移りください。副会長からも、一言ごあいさつをお願いいたします。

副会長

大東文化大学は板橋区に大変お世話になっています。
歴代学部長がこちらの委員会でお世話になっており、私の前の学部長もお世話になっていますので、私も先輩たちに引き続いて、板橋区のお役に立てればと思っております。
大東文化大学を末永く優しくお見守りいただきながら、お育ていただきますよう、お願いいたします。

契約管財課長

ありがとうございました。
それでは、ここからの進行について、会長にお願いしたいと思います。

次第3　入札監視委員会概要について

会　長

それでは式次第に沿って進めてまいりたいと思います。
次第3　入札監視委員会概要等について、4　前年度の指名停止運用状況の報告について、事務局より説明をお願いします。

契約管財課長

説明に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。
事前に委員の皆様の自宅にお送りさせていただきました資料は3点です。
資料1　入札監視委員会概要及び入札･契約制度に関連する要綱等

資料2　令和8年度審議対象案件（令和7年度発注工事一覧）
資料3　令和7年度板橋区入札監視委員会審議結果報告書

次に、本日机上にお配りしました資料です。
次第
資料4　委員名簿・区職員名簿
資料5　指名停止運用状況一覧表（令和7年度）
資料6　令和8年度入札監視委員会　抽出審議案件一覧（案）
発言の際のお願いについて

契約管財課長
委員の皆様へのお願い」に記載されていますとおり、委員の皆様に対し、発言する際のお願いがございます。
板橋区におきましては、契約に関する内容で最低制限価格、低入札調査基準価格を設けておりますが、これらの価格が予定価格に占めるパーセンテージ、加えて、工事成績点につきましては非公表としており、入札、契約期間の終了後も公表していません。
委員会は公開の場となっておりますので、こうした情報については、審議の中で、ご発言をお控えくださいますようお願いいたします。
それでは、「資料1　入札監視委員会概要と契約制度」によりご説明いたします。

お手元の資料 1、1 ページをお開きください。
項番1の目的です。
板橋区では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成 18 年度に入札監視委員会を設置しました。

次に、項番 2 の所掌事項です。
（1）の定例審議のとおり、委員の皆様には、前年度に区が発注した予定価格 130 万円を超える工事を対象に、入札及び契約手続きの運用状況等についてご審議いただきます。
こちらは年 2 回のご審議を経て、ご報告をいただいている状況でございます。
たくさんの案件があるなか、2 回の議論では少ないと感じるかもしれませんが、ある程度案件を絞って、学識経験者の方や公募されました区民の方に広くご意見を頂くという趣旨で、他の自治体についてもおおむね 2 回か 3 回ほどの審議で進めているところです。
委員の皆様には、公開の場でのご審議の他に、ご自宅での資料の読み込みや意見概要を記載していただきますので、大変お手数ではございますがよろしくお願いいたします。
（2）の再苦情申し立ての審議については、入札手続きや工事成績評価点について、不服のある事業者が再苦情の申し立てがあった際に、これについて適正な手続きであったかを審議していただくものですが、これまで開催した実績はございません。

続きまして、項番4の守秘義務です。設置要綱第3条にも記載がございますが、委員はこの

委員活動において知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務がございますので、ご承知おきください。

続きまして、2ページをお開きください。2ページから4ページには、過去5年の審議状況をまとめております。年度ごとの審議案件数は、委員お一人につき5件を担当していただいており、それぞれ 25 件が審議の対象となってございます。

少し飛びまして、23ページをお開きください。

23ページから28ページには、板橋区の契約制度について記載されております。

まずは項番1番、競争入札参加資格です。

板橋区の入札案件には、競争入札参加資格申請を行った有資格者でなければ参加できません。登録の手続きは、「東京電子自治体共同運営サービス」における電子調達サービスにより行います。

こちらの電子調達サービスは、都内自治体が共同で利用しているものです。

登録時に事業者が建設業許可に対応する業種を選択しており、当該業種の案件に限り入札に参加することができるものとなっています。

続きまして、項番2、入札についてです。

予定価格200万円を超える工事並びに予定価格100万円を超える設計、測量及び地質調査委託については、競争入札により契約締結を行います。こちらは、地方自治法施行令の改正に伴い、板橋区では、令和8年度から予定価格を改定しています。

令和7年度までは、予定価格130万円を超える工事並びに予定価格50万円を超える設計、測量及び地質調査委託について、競争入札により契約締結を行っていましたが、令和8年度からの競争入札では、さきほどの金額に予定価格が増額となってございます。

一方、令和8年度入札監視委員会では、令和7年度の工事案件を対象に御審議いただきますので、予定価格130万円を超える工事案件を審議対象としています。

続きまして、23ページから25ページにかけて契約の種類に触れています。

(1)条件付き一般競争入札、(2)希望制(公募型)指名競争入札、(3)指名競争入札が記載されていますが、こちらは金額によって選ぶ手法は異なりますが、基本的には、できるだけ多くの入札参加者をなるべく増やして、価格競争をして事業者を決定しているものです。詳しい内容は記載のとおりとなっています。

続きまして、24ページの項番3、総合評価方式です。

価格だけによらず、施工能力等の入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札方式で、いわゆる総合評価方式というものを平成 20 年度から試行で実施しています。

区では、一定数実施しているところでございまして、今回の令和7年度工事案件にも数件対象案件ございましたので、御確認いただいたところだと存じます。

25ページ、随意契約です。
(1)の予定価格200万円以下の工事と予定価格100万円以下の設計、測量及び地質調査委託は、契約管財課ではなく、それぞれの主管課において見積競争により契約締結を行っています。
(2)特命随意契約、いわゆるほかに履行可能な者がいない、たとえばシステムの改修、開発ベンダーでしか保守ができないといったものがございます。あとは緊急の必要により競争入札に付することができない場合には緊急工事などがありますが、その際は、1者だけ事業者を選定して契約を行うといったものがございます。

(3)不調随契です。競争入札の結果、競争入札に付し入札者がないときとなりますが、最も予定価格から近い金額に札を入れた者に対して、減価交渉を行い、随意契約を行うものです。
26ページ以降は、検査、用語集などとなっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。資料1の説明につきましては以上となります。

続きまして、資料3の「令和7年度板橋区入札監視委員会審議結果報告書」をご覧ください。1 ページから 3 ページにわたって、昨年度、委員会から区長に報告した内容を掲載しています。
佐藤会長を中心にこちらの報告書をまとめていただく形となりますが、その報告書をまとめる前に、4ページから58ページのとおり、第2回入札監視委員会までに、5 件程度を抽出していただきました案件について、第2号様式、定例審議(議案)の最後にございます「審議担当委員意見欄」を委員の皆様にご記入いただきます。
次回、第2回委員会では、ご記入いただきましたご意見を5名の皆様から順番に発表していただき、委員会としての全体的な報告書をまとめていただくという流れになります。
それでは、昨年度報告書の概要について振り返りさせていただきますので、1 ページにお戻りください。

こちらは令和7年12月26日に、審議結果報告書としてまとめていただいたものです。
第1の本年度審議案件の入札結果のとおり、基本的には適法になされたものと御判断いただいたました。
加えて、第2の入札制度の運用について討議した事項のとおり、「1 リース会社が空調機器移設事業者を指定している件」、「2 総合評価方式の審査書類の簡略化」、「3 空調機器の取替頻度の適正化」、「4 契約変更処理の厳格化」、「5 公正な入札の確保」の計5点について御意見を頂いたところです。
その中で、「5 公正な入札の確保」について、少し詳しくご説明申し上げます。
3ページの項番5(1)のとおり、入札に参加した2者間の入札額の積算内訳書が、現場管理費に50万円の差があるだけで、その他の4項目の費用は、全く同額になっており、疑念が残る案件であった、入札内訳書の不自然な一致などについてチェックを求められたものです。

区からは、(2)のとおり、当該2者は、会社としては別事業者であったが、所在地は部屋番号を除き同一であった点、公正な入札実施のための取組を進める点、積算内訳書のチェックは困難である点を説明しております。さらに、委員会より(3)のとおり、所在地が同一事業者の入札、親子会社や兄弟会社などの関係事業者の入札、積算内訳書の比較によるシステム構築を含め、公正公平な入札運用の実現に最大限努力してほしい、旨要望されたものです。

本件については、委員会で御意見をいただいた後、当該事業者を個別にヒアリングしたところ、2者はグループ会社であり、2者のそれぞれの代表取締役は親子であること、入札価格の積算担当者が同一人物であり、同じシステムで2者分の内訳を積算しており、当該積算額をそれぞれの代表取締役に提出し、それぞれの代表取締役が単独で最終的な入札金額を決定したこと、積算額から金額を変更する場合は、現場管理費の項目で調整するよう、積算担当者が代表取締役に言づてしていたこと、最終的な入札金額は2者の代表取締役間では、話し合いはされていなかったこと、などを聞き取りしております。

区としましては、同一住所事業者の排除を検討いたしましたが、単に同一住所のみを排除するのみでは、委員会で指摘された、親子会社などの排除が不十分であることから、よりふさわしい方法を検討しているところです。他自治体の例なども調べており、区内の工事事業者の関係団体にも意見を聴きながら、公正公平な入札運用の実現に向けて、運用を修正してまいります。

次第4　前年度の指名停止運用状況の報告について

契約管財課長

最後に、前年度の指名停止運用状況の報告です。恐れ入りますが、お手元の資料5「指名停止運用状況一覧表(令和7年度)」をご覧ください。

この委員会では、入札監視委員会取扱要領第10条に基づき、前年度1年間の指名停止状況を区長から委員会のほうに報告するということになっております。

指名停止とは、「東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱」に基づき、事業者に対する一定期間のペナルティであり、指名停止期間中は新たな契約の相手方の対象としない措置です。こちらの資料には、昨年度に指名停止措置をした16件の事業者名、指名停止理由などが記載されておりますのでご確認ください。
指名停止要綱、要領につきましては、資料1の 106 ページ以降に掲載してございますので、後ほどご覧ください。

なお、現在、4社が指名停止中となっておりますが、こちらの情報は、区のホームページでも公表しております。こちらをもって昨年度1年間の指名停止状況のご報告とさせていただきます。以上、事務局からの説明でした。

会　長

　ここまでの説明で、事務局に質問がある委員は、いらっしゃいますか

（　･･･　質問なし　･･･）

次第5　令和8年度審議案件について

会　長

　続いて、次第5「令和8年度審議案件について」、を検討していきます。

　お手元の資料6「令和8年度入札監視委員会　抽出審議案件一覧（案）」について、事務局から説明をお願いします。

契約管財課長

　資料6、A3サイズの令和8年度入札監視委員会　抽出審議案件一覧（案）をご覧ください。

　委員の皆様には、事前にお送りした「資料2　令和8年度審議対象案件」に掲載された担当案件200件の中から、抽出審議を見込んで、事前に7件ずつお選びいただいております。

　例年ですと、お一人につき 5 件ずつ審議案件を受け持っていただいておりますが、極端に業種や発注方法に偏りが出ることのないようご配慮いただきながら、本年度の審議案件につきまして、ご審議をお願いします。以上です。

会　長

　本年度の審議案件を決めていきたいと思います。審議対象案件となる全 200件の審議は、時間的にも厳しいと思いますので、昨年同様、各委員5件の抽出審議が望ましいと思われますがよろしいでしょうか。

（　･･･　各委員が同意　･･･　）

　では、各委員からは7件ずつ選定していただいておりますが、5件に絞っていただきたいと思います。

　では、順番に確認させていただきたいと思いますが、まずは髙沢副会長、いかがでしょうか。

野々山委員

　待っている間に質問をよろしいでしょうか。 指名停止期間はどのように決まるのでしょうか

契約管財課長

　東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱に、対象事案の期間の幅が明記されておりますが、そちらを参考にしながら、板橋区競争入札参加資格審査委員会という区内部の会議体で決定し、決定内容を区長まで確認し、最終的に指名停止、その期間が決まるという流れでございます。

野々山委員
　ありがとうございます。

副会長
　随22，随23，公29、公60，一般59の5つといたします。

小野委員
　随4，随16，公50、一般71、一般86の5つといたします。

小柳委員
　緊6、緊8、一般37、一般51、一般69の5つといたします。

野々山委員
　随1、随3、公 30、一般52，一般83の5つといたします。
　区民として普段関わりのある案件ということと、入札監視委員会の論点という視点で選択しました。

会　長
　随6、緊4、公39，一般80，一般81の5つでお願いします。

次第6　その他

会　長
　次回の第2回委員会の日程ですが、事前に調整したとおり、11月13日（金）午前10時から開催したいと思いますので、委員の皆様、ご出席をお願いします。その他、事務局から連絡事項はありますか

契約管財課長
　令和8年度審議案件の決定、ありがとうございました。本日、机上にお配りした次第にもございますとおり、決定した25件の審議案件資料一式は、別途、郵送させていただきます。
　ご多用中とは存じますが、入札参加資格の設定や指名業者の選定方法等について審査していただき、議案第2号様式の審議担当委員意見欄の作成をお願いいたします。なお、議案第2号様式のデータは、審議案件資料をお送りする時期にあわせて、メールで送信させていただきます。以上です。

会　長
　質問などはございますでしょうか。

小野委員

こちらの提出の締切はいつぐらいになりますでしょうか。

契約係長

皆様にお送りする審議案件資料は、9月24日、25日あたりに発送を予定しております。

事務局への締切につきましては、10月の最終週の予定でおりますが、1カ月以上は審議期間を設けさせていただきたいと考えています。

会　長

ほかに質問があれば挙手をお願いします。

（　･･･　質問なし　･･･　）

会　長

それでは、これをもちまして、令和8年度第1回入札監視委員会を閉会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。